

会 議 録

会議の名称	令和元年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第2回）
事務局	総務部総務課情報公関係
開催日時	令和元年7月25日（木） 午後6時00分～午後7時41分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開会 2 令和元年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

令和元年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 令和元年7月25日(木)午後6時0分から午後7時41分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 令和元年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

ア 公営企業会計共同運用システム業務

イ 障害者総合支援法業務

ウ 障害福祉サービス及び障害児通所支援に係るやむを得ない措置業務

エ 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金関連業務

オ 施設等利用給付に係る認定業務

カ 住民基本台帳関係業務変更届

キ 印鑑登録関係業務変更届

ク コンビニ交付業務変更届

ケ 聴覚検査業務廃止届

(3) 諮問事項

諮問第27号 基幹系住民記録システムについて

諮問第28号 コンビニ交付システムについて

諮問第29号 コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について

諮問第30号 証明書自動交付事務委託について

諮問第31号 基幹系印鑑登録システムについて

諮問第32号 公営企業会計共同運用システムについて

諮問第33号 公営企業会計共同運用システムのオンライン接続について

諮問第34号 公営企業会計共同運用システムの委託について

諮問第35号 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金管理システムについて

諮問第36号 施設等利用給付システムについて

諮問第37号 小金井市コミュニティバス再編事業支援委託について

(4) その他

- ア 小金井市委託事業における書類紛失事案について（報告）
- イ 平成30年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について
- ウ 審議会委員の任期満了について

4 出席者

【会 長】

松 行 康 夫

【委 員】

朝 倉 和 子 仮 野 忠 男 川 井 康 晴 多 田 岳 人
樹 一 美 寺 島 麻 希 中 澤 武 久 福 平 良 全
本 多 龍 雄

【市 側】

西岡市長

加藤総務部長

<市民課>

田嶋市民課長

伊東市民係主任

中村市民係主事

<下水道課>

落合業務設備係長

<自立生活支援課>

加藤自立生活支援課長

佐原障害福祉係主事

<健康課>

永井健康係長

<子育て支援課>

富田子育て支援課長

<保育課>

三浦保育課長

清水保育係主査

猿渡保育係主事

井上市民係長

和田市民係主事

赤羽市民係主事

樋口業務設備係主任

矢島障害福祉係長

新田健康係主事

前川手当助成係長

中島保育係長

西澤保育係主任

<交通対策課>

堀池交通対策課長

府川交通対策係長

且野交通対策係主事

<情報システム課>

深澤情報システム課長

前園情報システム係長

<総務課>

高橋総務課長

中村情報公関係長

古田土情報公関係主事

【傍聴者】

0名

【松行会長】

それでは、ただいまから、令和元年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、審議に入る前に、委員の欠席等の御連絡をいたします。本日、白石委員は、御都合により欠席との連絡を受けておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、令和元年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認についてを行います。既に皆様のお手元に届いているかとは存じますが、訂正等がありますでしょうか。

訂正等はないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例及び小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市長】

初めに、報告事項について。小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが7件、届出廃止に関するものが1件、届出変更に関するものが9件となります。

次に、諮問事項について。今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第14条に基づく「基幹系住民記録システムについて」、「コンビニ交付システムについて」、「基幹系印鑑登録システムについて」、「公営企業会計共同運用システムについて」、「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金管理システムについて」、「施設等利用給付システムについて」、個人情報保護条例第15条に基づく「コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について」、「公営企業会計共同運用システムのオンライン接続について」、個人情報保護条例第27条に基づく「証明書自動交付事務委託について」、「公営企業会計共同運用システムの委託について」、「小金井市コミュニティバス再編事業支援委託について」の合計11件となっております。

細部につきましては、事務局を通して説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【松行会長】

確かに承りました。

【総務課長】

市長は、この後、他の公務がありますため、ここで退席とさせていただきます。

(市長退席)

【松行会長】

これより審議に入りますが、審議に入る前に事務局からの説明を受けたいと存じます。その後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を、それぞれ、事務局もしくは担当課から受けることで進行いたしたいと存じます。

では、早速、事務局からの説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告いたします。

1 ページを御覧ください。今回の届出は、開始7件、廃止1件、変更9件でございます。

2 ページには、部課別の明細となります。

3 ページ、4 ページはその内訳で、備考にあります案件番号は順序となります。なお、諮問のみの案件もございますので、順序につきましては目次を御覧ください。

それでは、6 ページを御覧ください。「障害者総合支援法業務について」、自立生活支援課の案件でございます。

高齢障害者が介護保険サービスを円滑に利用できるようにするため、高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減措置について社会保障審議会等で検討され、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、新高額障害福祉サービス等給付費が創設されました。これにより、65歳到達前に一定期間にわたって障害福祉サービスを利用していた障害者が介護保険に移行した際の介護保険サービスに係る利用者負担が軽減されることとなります。

また、新高額障害福祉サービス等給付費の対象の有無については、介護保険サービスの利用確認が必要なことから、介護福祉課より情報を収集し、対象者抽出を行います。

本件は、新高額障害福祉サービス等給付に係る事務の開始に伴い、申請書などに記載される個人情報を保有することについて届出を行うものです。

7 ページを御覧ください。届出番号28-238「新高額障害福祉サービス等給付に関する様式一式」でございます。

個人情報の内容は、8 ページの別紙のとおりとなります。様式については、9 ページから11 ページに付けております。

【松行会長】

ただいま事務局から、本件につきまして説明がございました。本件につきまして、御質問、御意見等があれば、早速お伺いいたします。

【中澤委員】

個人情報に係る届出状況のところ、業務開始年月日が令和元年8月1日とありますけれども、実際に12ページ、13ページに添付されているのは、全部平成の申請書になっておりますけれども、これは単純に新しいものを作成できていないということなのでしょうか。

【自立生活支援課長】

ただいま御指摘の件でございますけれども、今、この要綱を改正中でございますので、平成のところを令和に変えさせていただき予定でございます。

【松行会長】

中澤委員、御承知いただけますでしょうか。

【中澤委員】

中身も、平成とか、何か所もありますので、こういうところもよろしくお願ひします。

【松行会長】

ありがとうございました。ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

特にないようでありますので、本件を承認いたします。

それでは、次の案件について、説明を事務局からお願いいたします。

【総務課長】

12ページをお開きください。「障害福祉サービス及び障害児通所支援に係るやむを得ない措置業務について」、引き続き、自立生活支援課の関係でございます。

障害者総合支援法及び児童福祉法に規定されている障害福祉サービス等の利用に当たり、公費の助成を受けてサービスの利用を希望する障害者または障害児の保護者は、市町村に対して支給申請を行い、市町村が申請者にとって必要とされるサービスの種類及び量を支給決定した後に、利用者がサービス提供事業者を選択し契約した上で利用する流れが基本となっております。

しかし、障害福祉サービス等の利用が必要と判断されるものの、支給申請を行うことが著しく困難な障害者または障害児については、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法において、市町村は、通常の出給決定によらず、やむを得ない事由による措置という形でサービスを提供すること及びサービス提

供を委託することが可能とされています。

本市では、このような「やむを得ない事由による措置」を要するケースがこれまでなかったのですが、このたび、措置によるサービス提供が必要と判断されるケースが生じたため、措置を行うこととしました。

本件は、「やむを得ない事由による措置」の開始に伴い、措置決定通知書等に記載される個人情報保有することに関する届出を行うものです。

13ページを御覧ください。届出番号28-239「障害福祉サービス等に係るやむを得ない事由による措置に関する様式一式」でございます。

個人情報の内容は、14ページの別紙のとおりとなります。様式については15ページから20ページに付けております。

【松行会長】

ただいま事務局から、本件につきまして説明がございました。本件に関して御意見、御質問があれば、早速お伺いいたします。

特に御質問、御意見等がなければ本件を承認といたします。

それでは、次の案件について、事務局から引き続き、説明をお願いいたします。

【総務課長】

21ページをお開きください。「聴覚検査業務廃止届出について」、健康課の案件でございます。

新生児聴覚検査事業の費用助成が市単独で行っていたものから東京都が主導する方法に移行することに伴い、市独自事業にて使用していた本様式を使用しなくなることから、様式の廃止を届け出ます。

個人情報保有等廃止届内訳を御覧ください。廃止する様式の名称は、個人情報の記録の名称に記載のとおりです。廃止年月日は令和元年7月1日で、保存年限が経過した後に溶解による廃棄が行われます。

【松行会長】

ただいま本件に関しまして、事務局から説明がございました。本件に関して、御意見、もしくは御質問があれば、早速お伺いいたします。

特に御意見、御質問等はないようですので、本件を承認とさせていただきます。

それでは、保有等届出について案件が終了いたしました。

次に、諮問及び保有届出報告を含む案件について、順次審議したいと存じます。

それでは、次の案件について事務局から、早速説明を受けたいと思います。

【総務課長】

それでは、これより諮問を含む担当課の案件に入らせていただきます。

22ページを御覧ください。「住民票等への旧氏記載に関する業務について」、市民課の案件でございます。

関連する内容として、24ページ、諮問第27号「基幹系住民記録システム」、30ページ、諮問第28号「コンビニ交付システム」、33ページ、諮問第29号「コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続」、34ページ、諮問第30号「証明書自動交付事務委託」、57ページ、諮問第31号「基幹系印鑑登録システム」を一括して説明させていただきます。

近年、社会において旧姓を使用しながら活躍する女性が増加していることを受けて、住民票等へ旧氏を記載できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布され、令和元年11月5日に施行されることとなりました。

これにより、婚姻等で氏に変更があった場合でも、従来称してきた氏を住民票等に記載し公証することができるようになり、契約など、さまざまな場面で旧氏を活用することや、就職・職場等での身分証明書に資することができるものと考えられています。

本件は、コンビニ交付サービスを含めた住民票の写し及び印鑑登録証明書に旧氏の記載を可能にするため、個人情報である旧氏を新たに証明発行サーバに保有し、また証明書データとして送受信を行うことについて届出及び諮問を行うものです。

では、24ページを御覧ください。諮問第27号「基幹系住民記録システムについて」でございます。業務の目的としましては、諮問書の記載のとおりです。

個人情報の記録項目は、25ページから28ページまでの別紙の記載のとおりです。色つきのマスの項目が、今回追加される内容です。

諮問に関連する変更届出として、29ページに届出番号03-43「基幹系住民記録システム」の変更届出を付けております。

変更する個人情報の内容は、25ページから28ページまでの別紙と同一です。

30ページを御覧ください。諮問第28号「コンビニ交付システムについて」でございます。業務の目的としましては、諮問書の記載のとおりです。

個人情報の記録項目は、31ページ、32ページの記載のとおりです。色つきのマスの項目が、今回追加される内容です。

33ページを御覧ください。諮問第29号「コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について」でございます。オンライン結合の目的、内容としましては、諮問書の記載のとおりです。

オンライン結合する個人情報の項目は、31ページ、32ページの別紙と同一です。

34ページを御覧ください。諮問第30号「証明書自動交付事務委託について」でございます。業務の目的、委託の内容としましては、諮問書の記載のとおりです。

委託処理する個人情報の項目は、31ページ、32ページの別紙の記載と同一です。

参考資料として、35ページから38ページには、コンビニ交付システムの概要資料を、39ページから47ページには契約約款を付けております。

諮問に関連する変更届出として、48ページに届出番号09-143「コンビニ交付システム」の変更届出を付けております。

変更する個人情報の内容は、31ページ、32ページの別紙と同一です。

住民票等へ旧氏を記載することに関連する変更届出について一括して説明いたします。

49ページを御覧ください。届出番号09-73「住民票」の変更届出です。

変更する個人情報の内容は、50ページの別紙のとおりです。色つきのマスの項目が変更される箇所です。

51ページを御覧ください。届出番号09-74「住民基本台帳」の変更届出です。

変更する個人情報の内容は、52ページの別紙のとおりです。色つきのマスの項目が変更される箇所です。

53ページを御覧ください。届出番号09-75「除かれた住民票」の変更届出です。

変更する個人情報の内容は、54ページの別紙のとおりです。色つきのマスの項目が変更される箇所です。

55ページを御覧ください。届出番号09-123「転出証明確認書」の変更届出です。変更する個人情報の内容は、56ページの別紙のとおりです。色つきのマスの項目が変更される箇所です。

次に、住民票等へ旧氏を記載することに関連して、印鑑登録関係事務についても変更の届出報告が提出されたため、一括して御説明いたします。

57ページを御覧ください。諮問第31号「基幹系印鑑登録システムについて」でございます。業務の目的としましては、諮問書の記載のとおりです。

個人情報の記録項目は、58ページ、59ページの別紙の記載のとおりです。

色つきのマスの項目が今回の変更内容です。

別紙の一番左側の列の変更等の記載については、「修正」は、今回の変更によって個人情報の内容の文言が整理される箇所です。「削除」は、今回の変更によって項目から抹消される箇所です。「追加」は、今回の変更によって新たに項目として追加される箇所です。

諮問に関連する変更届出として、60ページに届出番号09-109「基幹系印鑑登録システム」の変更届出を付けております。

変更する個人情報の内容は、58ページ、59ページの別紙と同一です。

61ページを御覧ください。届出番号09-101「印鑑登録原票」の変更届出です。変更する個人情報の内容は、旧氏を追加するものです。

変更前の個人情報の内容につきましては、一番下の備考欄に記載してございます。

62ページを御覧ください。届出番号09-104「除印鑑登録原票」の変更届出です。

変更する個人情報の内容は、旧氏を追加するもので、変更前の個人情報の内容については、一番下の備考欄に記載してございます。参考資料として、今回の住民票等に旧氏を追加する全体的な概要を63ページから65ページに付けております。

【松行会長】

ただいま本件に関しまして、事務局から大変多くの帳票類が関連しておりますが、それらの全てについて、説明がございました。

本件の内容につきまして、御意見もしくは御質問があれば、早速お伺いいたします。

【本多委員】

22ページの諮問理由のところでは、個人情報の追加が旧氏の記載ということなのですが、28ページのところを見ていただきますと、旧氏以外に個人番号カード発行状況、有効期限、回収日等も一応追加されていますので、ちょっと諮問理由のところに説明がなかったのが、どうなっているのかということと、それから、業務の開始が、前回の令和元年度第1回審議会で諮問したところでは、令和2年3月ぐらいに開始というはずだったのですが、今回、令和元年11月5日という形になっている、その経過の説明をお願いします。

【市民課長】

2点、御質問いただきました。1点目、旧氏のものに追加されているものにつ

いてですが、こちらは、申しわけございません、住民基本台帳カードで同様の事項がございまして、それと混同する形で、別の情報なのですが、この届出事項に載っていなかったものでして、今回、旧氏を併記するに当たって精査した中で、情報が記載されていないものが見つかりましたので、それを今回記載させていただいているところでございます。

もう一点、開始時期についての話なのですが、前回の審議会でお諮りしたのは、コンビニ交付での戸籍に関しての交付を来年の1月から始めようということでございます。今回のことにつきましては、11月5日から、それとは別に旧氏が載るということなので、旧氏が載ることについては11月5日からですということで、そのように日付がずれているところでございます。

【松行会長】

ただいま市民課長から2件について説明がございましたが、本多委員、御了解いただけましたでしょうか。

【本多委員】

はい。

【松行会長】

ありがとうございます。ほかに、本件につきまして、御発言はありますでしょうか。

【寺島委員】

旧氏に関していろいろ登録が変わるということなのですが、印影について、旧氏での印鑑というのは証明されることになるのでしょうか。

【市民係長】

ただいまの御質問でございます。旧氏での印鑑登録ということでございます。こちらも可能にするようにしてございます。

【松行会長】

本件に関しまして、ほかに御発言はございますでしょうか。

【川井委員】

先ほどの個人番号カードの関係なのですが、これは今回、旧氏を個人番号カードに記載する関係で出てきたのかなと思ったのですが、そうではなくて、既にこういう情報を保有していて、その届出がされていなかったという御説明だったのでしょうか。

【市民課長】

趣旨としてとしては、そういったことになります。住民基本台帳カードの項目

に似たような項目がありまして、ちょっとそちらと混同する形で記載がなかったのですが、改めて精査したところ必要だということなので、今回、追加で届け出させていただいているところでございます。

【川井委員】

今回、これは加わったということですか。

【市民課長】

ごめんなさい。既に収集している情報でございました。

【川井委員】

そういうことですか。わかりました。

もう一つ、50ページに、19番で退職者医療の状況の削除があるのですが、これも何かそういった精査した関係の変更なのでしょうか。

【市民係長】

50ページの退職者医療の状況について、これは削除ということで届け出させていただきましたが、こちらも、既にこの情報については持っておりません。届け出漏れということでございます。

【川井委員】

旧氏の関係で、まとめて整合性をとるための報告ということですね。わかりました。やっぱりちょっとそこは説明があったほうが。一緒にやったのでこういうところも直しましたという説明があったほうが親切かなという感じがしますね。

【仮野委員】

57ページ、これは印鑑登録にかかわるところなのですが、一番下の米印のところ「記録番号09-109を統合化印鑑登録システムに移行する」という表現があるのだけれども、これはどういう意味か教えてください。

【松行会長】

それでは、仮野委員のただいまの質問、再び市民課から御説明をお願いします。

57ページの備考欄の米印といいますか、その内容であります。

【市民係長】

この記載に関しては、以前からあった部分でございますが、もう既に統合化されております。平成19年当時統合化システムに移行したときの記載です。

【仮野委員】

統合化はもう終わっているわけですか。

【市民係長】

はい。

【仮野委員】

個人情報にかかわることではなくて、手続に関する事なので、あまり深く追及するつもりはないのだけど、意味がわからない。統合化印鑑登録システムというのが、既にあるわけですな。

【情報システム係長】

こちらは、19年度以前までは、ホストコンピュータといいまして、各課や情報システム課が独自で作業させていただいておりました。19年度になりまして、住民の情報、税の情報、福祉情報、そういったもろもろの情報をパッケージ化として、基幹系システムという形でつくらせてもらったときに、一番最初にそれを統合システムという形で呼ばせていただいております。そういった形で移行したという意味で、記入させていただいたという状況になっております。

【仮野委員】

あなたは理解できているようだけど、私は理解できないな。

【情報システム係長】

別々のシステムで、以前、情報システム課が保有させていただいておりました。それを一つのパッケージシステムというものに統合させていただいたというのが19年になっておまして、その説明という形でなっております。

【仮野委員】

これは移行すると書いてあるのだけど、これから移行するのですか。

【情報システム係長】

移行は19年に終わっております。

【仮野委員】

じゃあ、移行したと書かなきゃ。移行すると書いてあるから、今後、何かやるのだな、その場合は個人情報保護問題がかかわってくるななんて思いながら読んでいたのだけど、そうではないわけだ。

【情報システム係長】

そうですね。19年度に移行して、終わっております。

【仮野委員】

それならそう書かないと。ますますまぎらわしいですね。記録番号09-109を移行と、それにしても意味がわからない文章、表現と言いたい。

【情報公開係主事】

この電算システム記録簿というのが、電算システムを初めて開始するとき以降は、追加するたびに各行に、そのときいつ諮問して届出したかを記録するのです。

最初のころ、平成19年11月6日のときに、今、情報システム係長が申し上げたように、昔、印鑑登録システムという名前であったものを、いろいろなシステムが合体されて統合化システムという名前で置きかえたときに、19年に1回諮問させていただいたのです。

そのときに届出番号を維持したまま、この統合化システムに移行しますという説明を、この処理欄というところに米印で書いてありまして、その後、さらに処理欄に、短い文章だったので、一番下の欄に細かく、平成19年度のときに説明してあったのです。

それを、今回、そのまま残したまま令和元年7月に別紙のとおりシステムの一部が追加されますというように諮問内容が追加されたので、確かに、前の19年度の文章が残ったままなので、19年度に移行は終わっているのですが、「移行する」という表現で記載が残ってしまったのです。申しわけありません。

【松行会長】

この57ページの作表のうちの処理欄というところに、「下記のとおり統合化システムへ移行する」というのと、全体の脚注欄の米印の「記録番号09-109を統合化印鑑登録システムに移行する」というので、ここを丁寧に、わかりやすくするために二重に書かれているわけだけれども、令和の時代になって、平成19年時点のお話と、令和元年以降のお話が、この中でかなり離れた時点のお話が出て、しかも平成19年というのは、2019年とうっかりすると読み間違い、前々回の審議会で仮野委員が非常に専門家的な細かいコメントをされたこととも関係するのですが、そうなっているものですから、一見、専門的にこれを読んでいる審議会委員でさえ間違いやすいというか、読み間違いやすいので、ここは後ほど内容を変えずに作表を、間違いや誤解がないように書きかえていただいたほうが、仮野委員、よろしいのではないのでしょうか。

【仮野委員】

そうですね。要するに平成19年段階の、存在した統合化システム、統合化印鑑登録システムが既にあるのだけど、旧氏の問題もかかわってくるので、この記録番号09-109にかかわるもの、新しいものを統合化システムに今後移行して、それを今年の11月5日から送り出すと、こういう意味ですか。

【情報公関係主事】

システムとしては、統合化システムに……。

【仮野委員】

そういうのがあるわけですね。

【情報公開係主事】

はい。移行はもう終わってしまして。

【仮野委員】

ああ、移行は終わっているの。

【情報公開係主事】

終わっています。19年に移行は終わってしまして、電算システムの名称が「基幹系」となっているのですが、これは統合化システムというのがあったのですけれども、それが、今、統合化という文字を基幹系というふうに読みかえて、前回の5月の審議会のときに自立生活支援課が基幹系障害福祉システムというシステムを持ちますと諮問したのですが、あのよう、今、統合化という名前がつくシステムを全部基幹系と置きかえたのですね。それで、この電算システムの名称が基幹系と書いているのですが、これは統合化したものが、最初の3文字だけ名前がかわって、スライドして維持されているのです。なので、移行は終わっていて、例えば58ページに書いてある、色が塗ってある部分が、追加修正されるという諮問になるというものです。

【松行会長】

仮野委員、御了解いただけましたか。

【仮野委員】

そうすると、この注のところは、記録番号09-109を統合化印鑑登録システムではなくて、基幹系印鑑登録システムに移行すると、そう言うとわかりやすい。

【情報公開係主事】

そうですね、既に移行されてあるので、「移行する」ではなく、「移行されている」というような書き方が正しかったのかも知れません。

【松行会長】

中身について、基幹系印鑑登録システムという基本システムの中の、統合化印鑑登録システム、これ、括弧でもつけて固有名詞でやっておかないと、ソフトの一つのネーミングですから、固有名詞できちんと定義づけられたものとしておくほうがわかりやすいですよ。何気なく書いてあるように見えますから。

それでは、それはわかりやすく、その点は、ただいま仮野委員の御指摘と御意見を含めまして、考慮して、それを受けた形で、わかりやすい作表におさめるということを、会長からお願いするということで、委員も御了解いただくことよろしいですか。

【仮野委員】

はい。結構です。

【松行会長】

はい。ありがとうございます。

ほかに本件に関しまして、御発言ありますでしょうか。

特にないようですので、本件を承認とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次の案件につきまして、説明を早速お願いいたします。

【総務課長】

それでは、66ページを御覧ください。「公営企業会計共同運用システム業務について」、下水道課の案件でございます。

67ページ、諮問第32号「公営企業会計共同運用システム」、68ページ、諮問第33号「公営企業会計共同運用システムのオンライン接続」、69ページ、諮問第34号「公営企業会計共同運用システムの委託」を一括して説明させていただきます。

小金井市では、令和2年4月から下水道事業の地方公営企業法の財務規定を適用し、専用の会計処理業務である公営企業会計システムの運用を予定しています。公営企業会計共同運用システムは、ASP方式を採用し、小金井市、昭島市、調布市、国立市、狛江市、東久留米市及び八王子市の7団体共同で導入運用することとしています。

新しいこの同一のシステムを複数の団体において共同で運用することにより、ランニングコストの抑制や、財政状況及び経営課題の把握による経営健全化に寄与することを目的とし、企業会計導入の事務の構築を円滑に行っていく予定です。

今回、7団体でシステムを含め全てのアプリケーションを運用できるよう構築されたサーバにアクセスし、システムの運用を行うASP方式によるシステム利用について諮問を行うものです。

67ページを御覧ください。諮問第32号「公営企業会計共同運用システムについて」でございます。

業務の目的としましては、同一のシステムを複数の自治体で共同運用し、事務の効率化を図るためです。

個人情報の記録項目は諮問書の記載のとおり、氏名、住所、銀行等口座です。これらの記録項目の対象については、70ページの保有開始届出の上から5段目の記載のとおり、事業者及び個人です。

68ページにお戻りください。諮問第33号「公営企業会計共同運用システムのオンライン接続について」でございます。

オンライン結合の目的は、同一システムを複数の自治体で運用することから、LG-WAN利用をすることで、システムを外に設置するためです。

オンライン結合の内容は、小金井市のパソコン端末からLG-WAN回線を通じて、データセンターサーバへアクセスして、システムを利用するASP運用を行うものです。

個人情報の保護措置としましては、諮問書に記載がございますが、職員ごとにID、パスワードを付与して認証を行うことや、アクセス状況の記録、保存、照会、LG-WANネットワークの利用により、一般的なインターネット環境とは接続されないなどの措置がとられております。今回、オンライン結合をする個人情報の項目は、諮問書の記載のとおりです。

69ページを御覧ください。諮問第34号「公営企業会計共同運用システムの委託」についてでございます。

業務の目的は、諮問書の記載のとおりです。

委託の内容及び受託者への条件につきましては、71ページから79ページまでに付けております公営企業会計共同運用システム導入支援委託基本仕様書に詳細を記載しております。

委託処理する個人情報の項目につきましては、80ページ、81ページに付けております個人情報の保護及び情報セキュリティの保護に関する特記仕様書の規定に沿って処理が行われます。

70ページにお戻りください。諮問に関連する保有届といたしまして、届出番号20-41「公営企業会計共同運用システム」を付けております。

個人情報の対象となる個人の範囲は、記載のとおり、事業及び個人です。

個人情報の内容は、事業者及び個人に関する氏名、住所、銀行等口座の3項目でございます。

参考資料として、71ページから79ページに本委託に関する基本仕様書、80ページ、81ページには、個人情報の保護等に関する特記仕様書、82ページから95ページには、本システムの機能に関する要件書一覧、96ページから98ページには、本システムの共同導入に関する資料、99ページには、本システムの導入に関するイメージ図を付けております。

【松行会長】

ただいまの案件に関しまして、かなり細かい作表が添付されておりますが、そ

ういうものを含めて、事務局から詳細な説明がございました。

本案件に関しまして、御意見、御質問があれば、御発言をお願いしたいと存じます。

【川井委員】

66ページの説明のところで、下水道事業の何か云々とありますけれども、その話と公営企業会計システムというところの関係というのを、もうちょっと、そのままイコールの話なのか、公営企業会計システムは、もうちょっと大きいシステムか何かで、その一部を利用するというふうなのか、その辺りを御説明いただければ。

【業務設備係長】

66ページに書いてございますとおり、令和2年4月より、下水道事業自体が地方自治法から外れまして、公営企業法というものに移ります。そのために、現在使われております地方財政法に基づく官公庁体系のシステムが利用できなくなり、公営企業法に基づいた公営企業会計システムというものを導入しなければならない状況になってございます。これはもう、全く会計方式が異なる状況になるためでございます。

それで、下水道課でこの内容がわかった後に、各市等と御相談をさせていただいた結果、この公営企業会計に特化したシステムを、こちらの7団体で共同で導入し、イニシャルコスト、ランニングコスト等を含め、より効率的な運用ができるようにということで、現状、導入のための仕組みを構築しているところでございます。

【川井委員】

そうしますと、公営企業会計システムというのは、下水道事業に特化したシステムだということでしょうか。

【業務設備係長】

はい。そうなります。

【川井委員】

わかりました。資料の後ろのほうで、何か「全てのアプリケーションを運用できるよう構築されたサーバにアクセスし」というような表現もあるのですが、全てのアプリケーション云々というのも、これも下水道事業に関係したアプリケーションということですね。

【業務設備係長】

はい。そのようになります。現状で構築する予定でおりますアプリケーション

につきましては、基本的に官公庁体系と同じで、予算編成、予算執行、決算、それから、記載管理、そのようなものを全て一つのアプリケーションとして考えまして、全てのアプリケーションという文言を使わせていただきました。

【松行会長】

会長もかつて日本の下水道会計の改善を国から考えるようにと言われてまして、多年度にわたりまして、厚い報告書を公開しているわけですが、上水道と違って下水道というのは、長い間、わかりやすく言うと、大福帳型式の、いわゆる典型的な官庁会計がほとんどを占めるというもので、つい先年まで来たのですが、現在、企業会計の方式で下水道事業のマネジメントを公が考えるというのは、このこと一つとっても、電算化するとかということ、手段は抜きにしても、大変な下水道事業の近代化、革新があるわけですね。

地味な下水道と言われてきたのですが、非常に、実はマネジメントのレベルから見ると、公共経営の革新部分が下水道事業にあるのです。

それがこういう形で、ASP方式で小金井市をはじめとする7団体が、東京都下の市町村で、共同事業で事務効率の改善を含めてやろうというわけですから、私は大いに、小金井市に限らず、東京都の各団体におかれましては、共同事業を、各当該団体も、こういう審議会場で慎重に審議した上で、ぜひ推進してもらえたらありがたいなど、私も個人的にかかわった者として思っております、イギリスのように上水道と下水道が歴史的に一体運営されたような国もあるわけですが、我が国では、上水道と違って、下水道は下水道で、日本下水道事業団という事業団もあったわけでございまして、官庁会計をいかに、企業会計を入れて、折衷型にするかとか、完全に企業会計に移行するかというのは、やはり公会計全体の革新につながると私は思っておりますので、ぜひ下水道課におかれましては、この審議会の意見を聞かれた上で、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。ほかに御意見がありますか。

【川井委員】

公営企業会計システムって非常に大きな名前なので、ほかの業務も入っているようなイメージがあるのですが、わざわざ下水道のという名前をつけずに、何か公営企業会計というと、何でもできちゃうような名前なのですが、大上段の名前をあえてつけたということなのですかね。

【業務設備係長】

実際のところで言いますと、公営企業法、公営企業会計というのは、下水道以外に、今、会長がおっしゃられましたとおり、水道事業、それから、病院事業、

あと、競技事業、競馬とか、競輪とか、そういうもの、そういったものも全て公営企業法に基づいた公営企業会計というものを導入しているところでございますが、内容的には、今、会長から御説明いただきましたとおり、全て一つ一つの事業の内容は違うものになるのですね。ただ、それがトータル的に公営企業会計と呼ばれておりますので、私ども下水道課についても、今回公営企業会計というような形で名前をつけさせていただいたところでございます。

なので、大上段であるものというふうにとられる場合もあるのですが、小金井市におきましては、あくまでも下水道事業のみが公営企業法に適用されているものがございますので、このような形でさせていただいているととっていただければと思います。

【中澤委員】

公営企業会計共同運用システムのオンライン結合の相手方というのは、株式会社ぎょうせいだと思うのですよね。ぎょうせいというのをホームページで調べると出版社と書いてありまして、1974年設立、資本金5億円、従業員756名、売上高227億円と書いてあったのですけれども、そこに全部、信用できるというか、私企業だったら倒産もあり得るし、情報化を全部そこに預けるといふこと自体が、公営企業の全体会計を、ほんとに任せてしまっているのかなというのは心配だったので、ホームページを調べてみたのですが、この辺りはどうなのでしょう。

【業務設備係長】

ただいま御説明いただきました株式会社ぎょうせいでございますが、実を言いますと、公営企業会計システムをつくっているシステムベンダーというのが、正直なところを申しますと、ほんとうに10社程度しかない状況でございます。その中で、全国の約6割程度のシェアをとっているのが、株式会社ぎょうせいというところでございます。

もう1社ございまして、そこと全国を二分するような状況の中で、大手の1社が、今回、このような形で、プロポーザルで選ばせていただきましたが、今回の共同運用の中で、我々の内容に合致して、特に、プロポーザルの中でも会社自体、公営企業会計システムに特化したシステム部門を持っておりますので、ただいまの委員の御心配になっているところについては、まず、ないであろうというふうには判断するところでございます。

【中澤委員】

これは純粋な私企業と考えてよろしいでしょうか。

【下水道課】

はい。そうでございます。

【仮野委員】

ぎょうせいというのを、僕もここで見てびっくりしたのだけど、私企業です。どちらかというと、地方自治だ、市民参加だ、あるいはそういう分野の書物、月刊誌など、今も「ガバナンス」という雑誌は出していますが、私も、自分もその雑誌の編集を手伝っていて、コラムを数年ずっと書き続けたことがありました。しっかりした会社です。一時期内紛が起きたのだけども、その内紛も片づいて、まあ、しっかりした会社ではあるのだけど。この分野まで事業を広げているっていうのは、僕は知らなかったな。

【松行会長】

僕も知らない。

【仮野委員】

知らなかった。ぎょうせいというのは有名な会社ですけど。

【松行会長】

官庁関係の出版が非常に多いところでは、メジャーな出版社ですよ。私の著書も、都市経営の本、ぎょうせいから。まあ、中央法規とかいろいろな出版社が。

【仮野委員】

以前は銀座に本社があったけど、今は中野辺りにある。

【松行会長】

はい。そうです。銀座の一等地に本社があった。

【仮野委員】

ありましたね。

【松行会長】

本件に関しまして、ほかに御発言がありますでしょうか。

ないようですので、本件は承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明に移らせていただきます。

【総務課長】

それでは、100ページを御覧ください。「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金関連業務について」、子育て支援課の案件でございます。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金は、本年10月から消費税率が引き上げとなる状況の中、令和元年度限りの臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、過去に婚姻歴のないひとり親に対して、1人当たり

1万7,500円を支給するものです。

前回の本審議会において、児童扶養手当受給者台帳を本事業に目的外利用することについて諮問し、御審議の上、承認する旨の御答申をいただいたところですが、このたび、保有する個人情報の内容やシステム記録項目等の詳細が固まりましたので、本年8月からの事業実施に向けて、必要な諮問及び届出を行うものです。

具体的には、本事業を実施するに当たって、電算システムを利用することから、その管理システム利用についての諮問をし、また、申請者に御提出いただく申請書の内容及びシステム記録項目については、市が個人情報として保有することになることから、その保有の届出を行うものです。

101ページを御覧ください。諮問第35号「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金管理システムについて」でございます。業務の目的は諮問書の記載のとおりです。個人情報の記録項目は102ページの別紙を御覧ください。

参考資料として、103ページに本システムに係る個人情報保護措置を表にして付けております。

諮問に関連する保有届出としまして、104ページに届出番号42-46「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金管理システム」を付けております。個人情報の内容は、諮問第35号と同一で、102ページの別紙のとおりでございます。

105ページを御覧ください。業務に使用する様式の保有開始届出として、届出番号42-47「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金申請書」を付けております。保有する個人情報の内容は、記載のとおり9項目でございます。

106ページ、107ページには様式を参考資料として付けております。

【松行会長】

ただいま本件に関しまして、事務局から説明がございました。本件に関しまして、御意見、御質問あれば、御発言をお願いいたします。

特に御発言がないようですので、本件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件に移っていただきます。

【総務課長】

108ページを御覧ください。「施設等利用給付に係る認定業務について」、保育課の案件でございます。

幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、子どもの保護者の経済的負担を軽減する

観点から、令和元年10月から、3歳から5歳までの子どもの幼児教育・保育の費用を無償化することとされ、子ども・子育て支援法の改正や関連する法令等が改正されました。これにより、無償化対象者は、国が定める新しい認定の申請を市に行い、認定を受けた無償化対象者は、施設を利用した後、市に利用料相当額の支給申請を行うこととなります。

幼児教育・保育の無償化を実施することに伴い、新たに申請様式を定めたほか、業務に使用するシステムも保有するため、必要な保有届出及び諮問を行うものです。

109ページを御覧ください。諮問第36号「施設等利用給付システムについて」でございます。業務の目的としましては、諮問書に記載のとおりです。個人情報の記録項目は、諮問書下部に記載のとおり、9項目ございます。

諮問に関連する保有届出としまして、110ページに届出番号15-54「施設等利用給付システム」を付けております。個人情報の内容は、諮問第36号と同一で、届出書に記載のとおり、9項目ございます。

111ページを御覧ください。業務に使用する様式の保有開始届出として、届出番号15-55「施設等利用給付認定申請に係る様式一式」を付けております。保有する個人情報の内容は、112ページから114ページに付けております、別紙の記載のとおりでございます。使用する様式は115ページから132ページまで、112ページからの別紙に記載されている順番に付けております。

【松行会長】

ありがとうございました。ただいま本案件に関しまして、事務局から説明がございました。資料はいろいろな帳票がたくさんありまして、ざっと見るだけでも大変な帳票でございますが、早速、本案件に関しまして、各委員からの御発言をお願いいたします。

【寺島委員】

申請書類なのですけれども、今、会長がおっしゃったように、かなり煩雑で大変ではないかと思うので、子育て中のお母さんというのは、すごく忙しくて時間がないと思うので、こういう様式をもう少し簡素化するかという方向にはならないのでしょうか。

【保育係長】

今、委員から御意見あったように、保護者の方にこういう様式を書いていただくには、簡素化を行いたいと担当としても思っておりますが、記載でいただく内容というのが、制度が非常に煩雑になりまして、この様式も利用者の方によって

書いてもらうものが変わってきますので、私たちとしては記載をいただく方に記載例や案内の文書といったフォローする形のを添えて、なるだけ記載の間違いがないように御案内をするとともに、基本的には利用された金額の領収書とかもいただく形で、窓口でお話を確認しながら受け取れることを業務としては想定しておりますので、窓口での直接のやりとりでもフォローしながら記載の間違いがないように事務は進めていきたいと考えております。

業務が、制度自体が煩雑なため、簡素化にも限度があるのが実態ですので、そういうフォロー体制で検討しております。

【松行会長】

寺島委員、担当課からただいまのような説明がございましたが、確かに夫婦とも働くのが常態というか、普通の形態になっている大都会での生活を考えますと、猛烈に時間がない、夫婦とも忙しい生活を送っているのが現状ではないかと思えます。だから、寺島委員の生活者の立場から見た、ただいまの御意見というのは、非常に私は無視してはいけない御意見であったと思いますので、単に記入例をつけるだけでは、もちろんありがたいことですが、こういう詳細な帳票を見せられますと、特に一般家庭の共稼ぎの家庭や障害のお子さんを持ったり、いろいろな事情を持たれた家庭においては、簡単に要点を記入したら、あとは自動的にこういう作表ができるような簡便にして、要領を得たシステムづくりが必要だなど、私も孫を育てた経験から、いかに今の幼稚園や保育園に通わせる家庭が忙しいかというのを実感しておりますので、寺島委員の貴重な御発言であったと会長もしみじみとそれは感じておりました。

担当課におかれましては、他の市との関連、国との関連もあるのですが、要領よくポイントを記入したら、後はA I とか何か情報処理機能を援用して、合理化ができないかと願うばかりであります。

寺島委員、会長が先に余計なことを言いましたが、いかがでしょうか。

【寺島委員】

会長のおっしゃるとおりで、ポイントだけをつかまえて申請すればできるような形になるのが一番いいと思いますので、よろしくお願ひします。

【松行会長】

寺島委員が市民を代表して、そういう御発言をされましたので、担当課におかれましては、ぜひいろいろな工夫をよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに本件に関しまして、御発言ありますでしょうか。特に御発言がないと見ましたので、本案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件について、事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

次に、133ページを御覧ください。「小金井市コミュニティバス再編事業支援委託について」、交通対策課の案件でございます。

小金井市コミュニティバス再編事業支援委託に関しては、平成29年度第4回の本審議会で諮問を行い、市民の移動実態、並びに要望等を把握するための市民アンケート調査の実施に伴い、個人情報を取り扱うことについて、御承認をいただいたところです。

本事業は、平成30年度より4年間の事業であり、その中で、地域懇談会の実施に伴い、個人情報を取り扱うことから、既に御承認いただいた委託処理する個人情報の項目に追加するとともに、本事業に係る業務委託について再度、諮問を行うものです。

134ページを御覧ください。諮問第37号「小金井市コミュニティバス再編事業支援委託について」でございます。

本件は、平成29年度第4回情報公開・個人情報保護審議会において委託の諮問を行いました案件につきまして、個人情報の処理を追加することに関する諮問です。今回、追加する諮問事項は134ページの諮問書中で委託先、委託処理する個人情報の項目、受託者に渡す個人情報の記録の形態、個人情報の受け渡し方法、作業履行場所の下線が引かれている部分です。それ以外の部分については、前回の諮問時から変更はありません。

諮問の参考資料として、135ページに地域懇談会の実施についての概要資料、136ページに地域懇談会を実施する際の個人情報の流れに関するイメージ図、137ページから145ページには委託仕様書、146ページから150ページには個人情報取扱特記事項を付けております。

【松行会長】

ただいま事務局から本案件に関しまして、説明がございました。特に本案件は再度の審議をしているわけでございますけれども、小金井市コミュニティバス再編事業支援委託に関するものでございます。大変多くの市民に日常のコンビニエンスのために利用されてきた実績を持っておりますので、多くの市民の御関心がある事案だと考えられます。したがって、本件について、各委員の御発言、御意見、御質問、具体的にあれば、早速お願いいたします。

特に御発言がないようですので、本案件を承認とさせていただきます。

それでは、ただいまをもちまして、本日の全ての報告及び諮問事項についての

審議を承認し、これにて終了いたします。

それでは、本日の日程の「その他」の事項に移らせていただきます。では、事務局からその他の報告等の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、御報告させていただきます。前回、口頭で報告させていただきましたが、本年4月に子育て支援課で1件、同じく5月に自立生活支援課で1件、市が業務を委託した受託者において、個人情報の紛失事案がございましたので、事案の概要と原因究明、再発防止策について、御報告させていただきます。

まず、152ページを御覧ください。「ひとり親家庭ホームヘルプサービス派遣事業における書類紛失事案について」、子育て支援課の委託事業において発生した事案です。

「1 概要」に記載のとおり、紛失事案は本年4月25日に子育て支援課のひとり親家庭ホームヘルプサービス派遣事業の受託事業所に所属するヘルパーが153ページに付けております、「ひとり親家庭ホームヘルパー派遣計画兼報告書」1枚を紛失いたしました。

紛失時点では、1名の利用者の個人情報の記載がされており、当該ヘルパーは当日の自転車の走行経路を探索し、派遣計画兼報告書を発見できなかったことから警察へ紛失届を提出しました。紛失した当時、当該ヘルパーは受託業務と関係しない業務を終了した帰宅途中であり、紛失した派遣計画書を入れたバッグを自転車後部のかごに置いていたところ、走行中にバッグごと紛失していることに気づいたとのことでした。

4月26日に受託者から市に紛失した旨の報告があり、同日中に利用者にも報告され、5月9日には担当課と受託者で利用者宅を訪問し、担当課からの謝罪と、その時点までの経過報告を受託者から行いました。その後、5月17日に受託者と利用者間で覚書が取り交わされました。

なお、現在のところ、本件紛失事案に関して、利用者へ何らかの被害が及んだとの情報は入っていないとのことでした。

「2 原因の究明及び再発防止策の実施」を御覧ください。今回の紛失事案の原因については、「受託者の個人情報の安全管理の徹底が不十分であったこと」、「受託者職員による個人情報管理の対応が不十分であったこと」の2点が挙げられております。

これに対する再発防止策の実施につきまして、受託者事業者においては、「本件紛失事案の生じた事実と再発防止策の全職員への周知」、「自転車かごを使用す

る際は、自転車前部のかごにネットをかける等の紛失防止策を講じることを全職員へ周知」、「個人情報取扱規定を改定し、不必要となった個人情報を会社へ速やかに返却し、個人情報の社外持ち出しにおける遵守事項を新たに盛り込み、全社員へ徹底」、「全職員を対象に、個人情報の適切な取り扱いに関する研修を定期的

に実施する」との対策を実施していきます。

担当課においては、「本件紛失事案について、課内の業務の全受託者へ周知」、「今回紛失した派遣計画兼報告書には、サービスが完了するまで個人を特定できる情報は記載しない」、「サービス継続中、派遣計画兼報告書は利用者に同意を得て、利用者宅へ保管するよう、全ての受託者に指導する」との対策を実施してまいります。

次に、自立生活支援課の案件です。154ページを御覧ください。

「精神障害者配食サービス事業における書類紛失事案について」、自立生活支援課の委託事業において発生した事案です。

「1 概要」に記載のとおり、紛失事案は本年5月14日に自立生活支援課の精神障害者配食サービス事業の受託者の事務担当者が、事務所内において当日の配達書類を整理していたときに、利用者1名について、155ページに付けております、「小金井市精神障害者配食サービス利用確認書」が見当たらないことに気づきました。配達車内や事務所内部を捜索したものの、紛失した利用確認書の発見ができませんでした。

前日の5月13日に配達担当者が夕食を配食し、利用対象者から利用確認書に押印をもらっており、その日の配達を終了するまで、特に気づく点はなかったとのことです。

5月15日から17日にかけて、再度、配達車内や事務所内を捜索したものの、なお、発見できず、利用対象者の自宅付近を捜索したが発見できなかったため、紛失発覚の前日である5月13日の配達担当者に再度確認したところ、利用対象者に押印をもらい、配達車に乗ったところまで記憶しているとの説明があったとのことです。

5月20日に受託者から担当課へ報告があり、5月23日には担当課及び受託者が利用対象者に紛失事案を伝えて謝罪しました。

その後、7月4日に警察に紛失届を提出しました。なお、現在のところ、本件紛失事案に関し、利用対象者へ何らかの被害が及んだとの情報は入っていないとのことです。

「2 原因の究明及び再発防止策の実施」を御覧ください。今回の紛失事案の

原因については、「受託者の個人情報の安全管理の徹底が不十分であったこと」、「受託者職員による個人情報管理の対応が不十分であったこと」の2点が挙げられております。

これに対する再発防止策の実施につきまして、受託者においては、「本件紛失事案の生じた事実と再発防止策について、全職員で協議を行う」、「配達担当者は、出発前に配達用バインダーに挟んだ配達先一覧表の利用者氏名と利用確認書を照合し、枚数確認をする」、「配達中に、利用者から押印を受けて配達車に戻ったら、利用確認書を確実に配達用バインダーへ戻す」、「配達終了後、出発前に確認した枚数があるか確認する」、「業務で取り扱う書類の重要性を全職員で再度確認した」、「今後、個人情報保護指針を書面で作成し、事業所内で徹底する」との対策を実施していきます。

担当課においては、「本件紛失事案が発生した原因と再発防止策について検討を要請する」、「サービスが完了するまで、利用確認書にサービス利用者氏名を記入しないように指導する」との対策を実施してまいります。

子育て支援課、自立生活支援課で発生した個人情報の紛失事案についての報告は以上でございます。

【松行会長】

ただいま、「その他」の案件に移っておりますが、今回の小金井市委託事業における書類紛失事案につきまして、報告でございますが、具体的な内容は2件、詳細な報告がなされました。この事案に関しまして、御発言がありましたら、お伺いをいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【多田委員】

子育て支援係では、4月25日に紛失が発覚して、その日のうちに直ちに警察に紛失届を提出されているのですが、一方の自立生活支援課の案件では、5月14日に紛失を確認してから、7月4日まで50日近く警察に紛失届を出すのを保留していたというのは、あまりにも放置し過ぎではないかと思うのですが、この辺りはどういう判断で50日間近く放置したのかと。本来だったら、子育て支援係のときのように、即日、紛失届を出すべきではなかったのかなと思うのですけれども。

【松行会長】

ありがとうございました。ただいま多田委員から具体的な形で御質問がございましたが、担当課は2課あって、言ってみれば報告がなされた課とおくれた課に、ただいまの説明に基づいてみるとあるわけですが、これを代表して事務局から説

明をお願いいたします。

【総務課長】

子育て支援課と自立生活支援課とでは、若干紛失したものに差異がありまして、子育て支援課はかばんごとなくしておりましたので、そのほかのものも含め、自分でなくしたものを早く届け出たということもあったと思います。

配食サービスについては、まず最初からなくしたかどうかは次の日の事務担当者でなければわからなかったということと、それから、紙が1枚なかったのどこかにあるのではないかとということで探していたのですけれども、これを警察に紛失届というところまで思いが至らなかったということで、市で促しながら、警察に届出をしたという状況がございます。

【本多委員】

今回の紛失事案なのですけれども、一応個人情報保護条例の第13条でも、個人情報の保有等をするときは適正な維持管理をするということで、そのところにも、保有個人情報の紛失、改ざん、その他の事故を防止することについては必要な措置を講じなければならないとなっていたにもかかわらず、事件が起きてしまったということだと、それで、再発防止策が書かれているのですけれども、これについて担当課で何か確認をするとか、事後でする予定はあるのでしょうか。

【総務課長】

ヘルパーというのは、こういう事業をやっていると、1カ月事業を行っていた後、請求書に添えて、実際にやったという証拠書類として1カ月に一遍なり、2カ月に一遍なりで担当課には回ってくるので、なかなか途中を確認するというのは難しいのですけれども、今回の事案を受けまして、氏名のところには、例えば、イニシャル表記などをして、最終的に市に請求書を回してくる際に、住所、氏名を入れて持ってくるという約束をしたということで、あまり書類をあちらこちら動かさない措置ですとか、そういったことで改善を図っていきたいということです。

【仮野委員】

これは今のところ、両件ともに被害が出たとは確認できていないということですが、いずれも受託事業者の従業員のミスですよね。一人一人の従業員が責任をとるのはなかなか大変かもしれないから、受託事業者に関して、何らかの処分というのは考えていないのですか。それは事業者の安全管理が不徹底だというおそれもあるからという話なのだけれども、こういうものがあまり続くような事態になれば、ある程度、制裁を考えないといけない時点もあるかもしれない。何でも

罰すればいいと言っているわけではないんですけど。

【総務課長】

市の職員ではないために、なかなか処分といったものは難しいことではございますが、市との契約の中で、「個人情報取扱特記事項」という取り決めの中に、損害は賠償しなければならないですとか、報告義務があるのですけれども、事故があったときには報告をしなければならない、必要に応じて、市では悪質だと思えば、その事業者名を公表することができると、そこまでではありますけれども、そういった契約上の決まりはございます。

【仮野委員】

決まりはあると。

【総務課長】

はい。

【仮野委員】

では、この2件については。

【総務課長】

今回につきましては、再三、このようなことが繰り返されているということではありませんので、そのような措置は考えてございませんが、今後の事業者の取り組みによって判断してまいりたいと思います。

【仮野委員】

少なくとも、口頭では厳しく注意したのですか。そこは何も書かれていないのだけど。

【総務課長】

そうですね。ただ、その辺に関しては、報告を受けた際に、いろいろどういう措置をとっていたかとか、そういったことは市と同等の措置がとられるよう注意はしてございます。

【仮野委員】

自転車の後ろに乗せて走っていて、いつ盗まれたかわからなかったというのは、とんでもない話ですよ。内容物が重大な資料ではなかったといっちゃ語弊があるかもしれないけど、被害が出なかったけど、民間委託の怖さというのは、こういうところからはじまっているわけだよね。事業者には厳しく言うておいたほうがいいと僕は思うのだから。

【松行会長】

ただいま仮野委員から、これはささいな帳票の紛失事案ではあるが、ささいと

見くびってはいけなと。やはり本質においては重要な意味を持っているので、事務局におかれましては、再発しないように厳重に注意を喚起し、また、提案されている改善方法について確実に実行に移して、安全情報が不用意に拡散することの防止のために、組織を挙げて対策をとるようということをし渡しすべきだといはっきりした御意見でございました。

ほかに、この件について、よろしいでしょうか。ただいまの仮野委員の御意見は、委員の皆様方、それぞれの思いを総括しているように私は受け取りました。それでは、この案件は終了とさせていただきます。

引き続きまして、「平成30年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について」、説明を事務局からお願いします。

【総務課長】

お手元に156ページからですけれども、「平成30年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況」をお配りさせていただきました。

こちらにつきましては、6月の定例議会にて報告し、現在、ホームページ等で公開しているところでございます。内容につきましては、御覧いただけたらと存じます。

【松行会長】

ただいま事務局から「平成30年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について」、全体の要約的な説明がございました。

特に御意見、御質問等、ありますでしょうか。

御質問等がないようですので、この案件については、終了といたします。

それでは、続いて、「審議会委員の任期満了について」、事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

9月30日をもちまして、皆様の任期は満了となります。委員の皆様には2年間、数々の案件を御審議いただきまして、ほんとうにありがとうございました。10月からは新たな委員のもとでということになりますが、皆様には引き続き、市政発展のため、さまざまな形で御高配のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、委員の公募について、7月15日号の市報及び市ホームページに掲載しておりますので、応募についても御検討ください。応募期間は8月14日までとなります。事務局に募集要項等も用意してございますので、お声かけください。

また、参考までに次回の開催ですが、10月17日木曜日、18時から当80

1 会議室にて開催の予定となっております。よろしくお願いいたします。

【松行会長】

ただいま事務局から本件につきまして、説明がありました。委員の任期満了に伴い、今回が最終開催の予定ではあります。各委員におかれましては、案件審議において、慎重審議のために御尽力をいただきまして、まことにありがとうございました。

ただいまの説明にございましたように、事務局の次回日程案は10月17日木曜日、午後6時から当101会議室での開催を予定しているということですので、参考までに御案内申し上げます。

以上をもちまして、本日の審議会の全ての審議を終了とさせていただきます。これにて散会といたします。まことにありがとうございました。

— 了 —